



2023年9月21日

各 位

会社名 ム ラ キ 株式会社
代表者名 代表取締役社長 永井 清美
(コード番号：7477 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員経理部長 加瀬 光二
電話番号 042-357-5610

臨時株主総会の付議議案及び株主提案に対する 当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、2023年8月22日付「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」において、当社株主である株式会社マネジメント・サーベイ（以下「提案株主」といいます。）より、臨時株主総会の招集請求に関する書面を受領したことをお知らせし、また、2023年8月28日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において、2023年11月上旬を目途に、同年9月15日を議決権行使の基準日とする臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催すべく検討と準備を進めている旨をお知らせいたしました。本日開催の取締役会において、本臨時株主総会の付議議案及び株主提案に対する当社取締役会の意見について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、本臨時株主総会の開催日時及び開催場所につきましては、提案株主からのご要望も踏まえ、実務上可能な限り早いタイミングで開催できるよう引き続き検討しておりますので、決定次第お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会の付議議案

第1号議案（株主提案） 取締役永井清美及び同関富直彦の解任の件

第2号議案（株主提案） 取締役4名選任の件

※各議案の要領及び提案の理由については、別紙1において、提案株主から受領した2023年8月16日付「臨時株主総会招集請求書」を原文のまま掲載し、また、別紙2において、第2号議案の取締役候補者2名（候補者番号③及び④）について、当社代理人を通じて提案株主から受領した2023年9月14日付「御通知」の該当箇所を抜粋し原文のまま掲載しておりますので、ご参照ください。

2. 株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により、株主提案に係る第1号議案及び第2号議案（以下合わせて「本株主提案」といいます。）に反対します。

(1) 当社の収益性及び企業価値の向上のためには、代表取締役社長 永井清美及び専務取締役 関富直彦を含む現経営陣が当社の取締役として適任であり、本株主提案にて提案されている代表取締役社長 永井清美及び専務取締役 関富直彦の解任や、新たな取締役の選任の必要が全くないこと

(i) 現経営陣による取り組みと成果

代表取締役社長 永井清美及び専務取締役 関富直彦を含む現経営陣は、豊富な経験及び知識を活かして、当社の事業の成長・拡大や収益性及び企業価値の向上に向けて日々尽力しており、十分にその職責を果たしております。代表取締役社長 永井清美及び専務取締役 関富直彦は、取締役に就任して以来、赤字体質であった当社を立て直し、8期連続で黒字を達成いたしました。その後、2017年3月期に赤字を計上したものの、2018年3月期より再び6期連続で黒字を達成し、コロナ禍においても、迅速な経営判断により業績を維持しました。今期につきましても、7期連続の黒字に向けて順調に業績が推移している状況であります。なお、新規事業につきましては、既存事業とのバランスを図りながら、事業提携、M&Aを含め様々な角度から挑戦しております。M&Aにつきましては、2016年に株式会社ミツワ商会を子会社化しておりますが、その他業績に影響を与えるような実績は現時点において、株主の皆様にお知らせできる状況には至っていないため、今後も重要課題の一つとして検討を進めてまいります。

構造的需減によりサービスステーションが減少していく中で、当社の構造改革による6期連続の黒字化は、まさに現取締役会の構成員である取締役らの経営判断や当社従業員らの尽力の賜物であると考えており、当社取締役会は引き続き従業員と一致団結して、収益性及び企業価値の向上に努め、責任を持って利益を創出できる企業として成長を続けていけるよう努力する所存でございます。

また、株主の皆様への配当につきましても、企業価値の最大化を目指しながら安定した配当を継続していくという方針の下、12期連続配当を実現しております。

(ii) 代表取締役社長 永井清美及び専務取締役 関富直彦は、当社の収益性及び企業価値の向上に必要な資質を備えていること

当社における取締役候補者の選定に関しては、当社の役員規程(内規)に定められた方針と手続きに従い、業務経歴や実績、知見等を踏まえ、所定の基準に照らして、社外取締役及び社外監査役を交えて慎重に審議を行った上で、当社の収益性及び企業価値の向上のために最適な人物を選定することとしております。代表取締役社長 永井清美及び専務取締役 関富直彦に関しても、当該方針及び手続きに従って取締役候補者に選定され、株主の皆様のご承認を得て取締役に選任されており、当社の収益性及び企業価値の向上にふさわしい資質を備えていると考えております。また、以下の観点からも、両名を解任すべきではないと考えております。

① 代表取締役社長 永井清美

代表取締役社長である永井清美は、1984年4月に当社に入社してから、当社の営業部門に長く従事しており、現場に精通した豊富な経験と専門的知識を有しております。特に、代表取締役社長 永井清美は、営業に対する豊富な知識、取引先との強固な信頼関係を有しているなどの点で、当社になくてはならない人材であると考えております。

② 専務取締役 関富直彦

専務取締役である関富直彦は、1993年9月に当社に入社してから、同じく営業部門に長く従事しており、現場に精通した豊富な経験と専門的知識を有しております。特に、専務取締役 関富直彦は、当社が2017年に実施した構造改革において、手腕を発揮し業績改善の

仕組みづくりに貢献し、その後も継続して業務の効率化に取り組み、業績改善に貢献しております。

さらに、当社が掲げる経営方針（「①サービスステーションでのカーケア関連商品事業の拡大と拡充を目指します。②新規事業の創出と推進を進めます。③人材の開発と育成に取り組んでまいります。④ESG経営を推進いたします。」）の維持のためには、かかる経営方針を十分に理解し、これまで同方針に沿って真摯に取り組んできた両名が、今後も当社の取締役として継続して職務を遂行することが非常に重要であると考えています。

以上の点から、代表取締役社長 永井清美及び専務取締役 関富直彦は、当社の中長期的な企業価値の向上の観点から、当社の取締役として適任であり、解任すべきではないと考えております。

(2) 本株主提案が承認された場合、一般株主の皆様を含む多くのステークホルダーの不利益となる恐れがあること

当社の主たる事業であるカーケア関連用品販売事業は、高度の専門性及び取引先等との間における強固な信頼関係が要求される分野であり、代表取締役社長 永井清美及び専務取締役 関富直彦を含む現経営陣は、このような専門性や人的関係を兼ね備えた存在であります。

両名が解任された場合には、取引先や提携先などとの間の信頼関係の維持等が困難となり、事業継続への支障や業績の大幅な減退が生じることが明らかであり、両名を含む現取締役らによって築かれた企業価値の大きな毀損につながるものと判断しております。また、従業員からの人望が厚い両名が解任されることで、従業員全体のモチベーションが下がり、業務に支障が生じることも懸念されます。

以上のことから、当社取締役会は、本株主提案に断固として反対し、株主の皆様によって本株主提案が否決されることが当社の企業価値の向上にとって最良であると確信しております。

以上

令和5年8月16日

〒206-0011
東京都多摩市関戸二丁目24番地27
ムラキ株式会社
代表取締役 永井清美 殿

〒111-0053
東京都台東区浅草橋二丁目6番2号
株式会社マネジメント・サーベイ
代表取締役 石塚和 美

複写

臨時株主総会招集請求書

複写

株式会社マネジメント・サーベイ（以下「請求人」という。）は、ムラキ株式会社（以下「当社」という。）の総株主の議決権の100の3以上の議決権を6箇月前から引き続き有する株主として、当社の代表取締役である永井清美殿に対し、会社法297条1項に基づき、下記のとおり株主総会の目的である事項及び招集の理由を示して、当社の株主総会の招集を請求する。

なお、本書による請求は、請求人本人によるものであるが、請求人は、本書による請求に係る当社との法律関係等に関する一切の件について、OMM法律事務所を代理人に選任しているので、以後の請求人に対する連絡等は全て代理人宛て（〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目2番1号平河町共和ビル4階 OMM法律事務所 弁護士 中田吉昭（連絡担当）、同 大塚和成）にしてください。

複写
記

1. 株主総会の目的である事項

【決議事項】

- 第1号議案 取締役永井清美及び同関富直彦の解任の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件

2. 招集の理由

当社の経営を新たな視点から検証し、新規事業の推進及び当社の既存事業の収益率向上を果たすことで、更なる社会貢献を実現し同時に当社の企業価値を向上させるべく、当社の経営体制を刷新することが当社の株主の皆様の利益に繋がるものと考え、請求人が、上記株主総会の目的である事項につき以下の議案を提出するため（株主総会が取締役による招集（会社招集）となる場合には、請求人は、当社の代表取締役である永井清美殿に対し、以下を招集通知に記載又は記録することを請求する。）。

【議案の要領・提案の理由】

- 第1号議案 取締役永井清美及び同関富直彦の解任の件



【議案の要領】

取締役永井清美及び同関富直彦を当社の取締役から解任する。

【提案の理由】

永井清美氏は、2007年に当社の取締役に就任し、2014年に当社の代表取締役に就任しており、16年間にわたり当社の取締役及び代表取締役として重責を担っていますが、その間、当社の収益力向上に向けた施策を実行しておらず、新規事業に取り組んだ形跡もなく、何ら業績の改善を実現していません。また、関富直彦氏は、2009年に当社の取締役に就任し、2014年に常務取締役に就任し、10年間以上にわたり当社の取締役として重責を担っていますが、永井氏と同様に、業績改善及び新規事業に向けた取組みをしておらず、実績を上げていません。

すなわち、当社の59期以降の有価証券報告書では、経営方針について、

- ① サービスステーションでの自動車メンテナンス関連商品事業の拡大と拡充の実践活動を進めます
- ② 新規事業の創出と推進
- ③ 人材の開発と育成に取り組んでまいります

と記載していますが、今日まで、②については何の実績も上げておらず、また、①、③についても両氏が取締役に就任以降、一度も会社説明会、決算説明会の開催をしておらず、それどころか、決算補足資料、事業計画等の開示すら一度も行っていないため、一般投資家が成果が上がっているのか否かを知る機会がない状況が続いており、当社の現経営陣において検討すら行われていないことが窺えます。加えて、当社の有価証券報告書には、毎期のように、シナジーの最大化を図りつつ、設備投資、事業提携、M&A、事業の撤退・縮小といった判断を迅速に行ってまいりますという記載があるにもかかわらず、実際には株主や一般投資家に対する説明は一切なく、株主軽視の表れといわざるを得ません。

また、当社の役員3名の年間報酬合計額が前期6,300万円にも上るのに対し、社員平均給与は時間外手当を含めて400万円弱、株主配当金はわずか2,800万円に留まっており、当社の業績に鑑みて、あまりにも役員優遇・偏重の人件費分配となっていることは明らかです。

永井氏及び関富氏は、10年以上の長期にわたり多額の報酬を得る一方で、当社の経営資源を有効に活用できておらず、現状を維持するのみであり、このような経営者の保身を優先した経営を続けていけば、いずれは当社の衰退を招くことになるため、両名は当社の取締役として不適任であり、当社の経営を委ねることはできないものと判断し、両名の解任をお諮りするものであります。

第2号議案 取締役4名選任の件

【議案の要領】

当社の取締役として、新たに4名を選任することをお諮りするものです。取締役候補者のうち2名は、以下のとおりであり、残り2名につきましては、追って適任者を決定することといたします。

【候補者番号①】

芳野 剛史 (よしの つよし) (1965年7月5日生)



<略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況>

1996年10月 デロイトトーマツコンサルティング株式会社（現アビームコンサルティング株式会社）入社
戦略グループ所属
2006年2月 フェア・アイザック日本支社入社 コンサルティングディレクター
2008年6月 PwC コンサルティング合同会社入社 戦略グループディレクター
2016年10月 デロイトトーマツコンサルティング合同会社入社 執行役員パートナー
2020年1月 グッドフィールドコンサルティング代表（現任）

（重要な兼職の状況）

グッドフィールドコンサルティング代表

<所有する当社の株式の数> 0株

【候補者とした理由】

芳野剛史氏は、PwC コンサルティング合同会社戦略グループディレクター、デロイトトーマツコンサルティング合同会社執行役員を歴任し、経営戦略、経営管理、業務改善等のコンサルティングとして20年以上従事した経験から、当社の今後の事業方針、事業戦略に関し、当社取締役として主導的な役割を果たしていただけると判断し、選任をお願いするものであります。

【候補者番号②】

篠田 三穂子（しのだ みほこ）（1965年4月18日生）

<略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況>

1987年4月 トヨタ自動車株式会社入社、調査部配属
2011年1月 同社 主幹（管理職）昇格
2013年1月 トヨタ自動車（中国）投資有限公司出向
2016年1月 トヨタ自動車株式会社調査部へ帰任
2020年1月 同社 コネクティッド先行開発部 総括G長
2023年7月末 同社 退社（早期定年退職）

（重要な兼職の状況）

なし

<所有する当社の株式の数> 0株

篠田三穂子氏は、トヨタ自動車株式会社入社後調査部へ配属、主幹として勤務した後、コネクティッド先行開発部総括グループ長を歴任されており、自動車業界に関する幅広い知見と調査能力を活かしていただくことで、ステークホルダーの皆様に当社の業界での役割、事業戦略を御理解いただくために、適切に広報活動・IR活動をしていただき、当社取締役としてこれまでの当社に全くなかった広報活動に貢献していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

以上

差出人 〒111-0053
東京都台東区浅草橋二丁目6番2号
株式会社マネジメント・サーベイ

代表取締役 石塚 和美

受取人 〒206-0011
東京都多摩市関戸二丁目24番地27

ムラキ株式会社

代表取締役 永井 清美 殿



郵便認証司

5. 8. 16

この郵便物は令和 5年/8月16日
第13379966880号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番：G00670807000100001 号

3/3 頁

郵便

5. 8. 16

12-18

【候補者番号③】

高橋 昌也 (たかはし まさや) (1977年10月27日生)

<略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況>

2000年10月 公認会計士補登録
2000年10月 中央青山監査法人入所
2002年9月 金融庁 証券取引特別調査官
2004年3月 公認会計士登録
2014年12月 株式会社レッド・プラネット・ジャパン (現 株式会社メタプラネット) 社外監査役 (現任)
2012年7月 税理士登録
2021年4月 株式会社TKW M&A ファイナンス会計税務事務所 代表取締役 (現任)
2021年7月 適格機関投資家登録

複写

(重要な兼職の状況)

株式会社TKW M&A ファイナンス会計税務事務所 代表取締役

株式会社メタプラネット 社外監査役

<所有する当社の株式の数> 0株

【候補者とした理由】

高橋昌也氏は、公認会計士として大手監査法人や金融庁証券取引特別調査官を経て、コーポレートファイナンス、M&A等の業務を長年にわたり従事しており、豊富な経験と知識を有しており、当社の今後の経営において適切な助言をいただけるだけでなく、企業再生、成長についても、当社社外取締役として貴重な意見と助言をいただけると判断し、選任をお願いするものであります。

(注) 高橋は旧姓であり、戸籍上の氏名は高桑昌也となります。

【候補者番号④】

遠野 哲郎 (とのお てつろう) (1958年4月18日生)

<略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況>

1983年4月 日本石油株式会社入社
2008年4月 マツハヤ石油株式会社 (代表者として出向)
2012年6月 JX日鉱日石エネルギー株式会社 九州支店支店長
2014年4月 JX日鉱日石エネルギー株式会社 執行役員関東第一支店支店長
2016年4月 株式会社ENEOS ウイング 代表取締役社長
2022年4月 株式会社ENEOS ウイング 取締役会長
2023年3月 株式会社ENEOS ウイング 取締役会長 退任
2023年4月 Lighthouse Consulting 株式会社 代表取締役社長 (現任)

(重要な兼職の状況)

Lighthouse Consulting 株式会社 代表取締役社長

九州大学 記録資料館 産業経済部門学外研究員

株式会社ENEOS ウイング 非常勤顧問

Keeper 技研株式会社 特別荣誉顧問

<所有する当社の株式の数> 0株

【候補者とした理由】

遠野哲郎氏は、元JX日鉱日石エネルギー株式会社執行役員、株式会社ENEOS ウイング代表取締役社長、取締役会長を歴任し、石油業界、SS業界に関する豊富な知識と経験を有しております。また、大手SSであるENEOS ウイングでの、売上高3000億超の企業代表者としての経営実績から、当社の今後の経営に有力な助言と適格な判断をいただくことで、当社の収益力向上に大きな力となるものと判断し、当社社外取締役候補として選任をお願いするものであります。

複写